

平成20年4月からの
住居手当の認定事務について
〈実務マニュアル〉

高知県教育委員会教育政策課

目 次

◇住居届の事務処理フロー	1
◇根拠規定・支給要件概要・支給額	3
◇支給の始期、終期及び支給額の改定	4
◇認定事務に関する留意事項	5
◇住居届チェックシート	6
◇住居届記入上の注意 他	7
1 職員本人が居住するための借家・借間	
記入上の注意・添付書類	7
記入例 1	8
記入例 2	10
建物賃貸契約書の例	11
重要事項説明書の例	13
記入例 3 支給要件の喪失	14
2 職員本人が居住するための自宅	
記入上の注意・添付書類	15
記入例 4	16
（登記簿）全部事項証明書の例	17
3 単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための借家・借間 《県教委認定分》	
記入上の注意・添付書類	18
記入例 5	19
4 単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための住宅（持ち家）《県教委認定分》	
記入上の注意・添付書類	20
記入例 6	21

《学校長認定分》

職員本人が居住するための借家・借間または自宅に係る住居届

住居届の事務処理フロー

【職 員】	届の記載・提出 届2部 添付書類 チェックシート
-------	-----------------------------------

【学 校】	確認→受理（受付印）→審査→認定 届1部 添付書類 チェックシート 届1部 1部に決裁し、もう1部に校長印（公印）を押印して職員本人に交付する
-------	--

【職 員】	決定書受取 届認定済
-------	---------------

職員保管
〔届 認定済〕

期限付

同一年度内

契約書のかわりに
お伺いする

認定済の住居届の写を市町村教委に提出する

校長印。分

【市町村教委】	受付（受付印） 届認定済（写）
---------	--------------------

【県 教 委】	給与システム入力 届認定済（写） 入力帳票（住居手当認定簿）
---------	--------------------------------------

【市町村教委】	学校へ ※市町村では保管の必要がありません 届認定済（写） 入力帳票（住居手当認定簿）
---------	---

【学 校】	届認定済（写） 入力帳票（住居手当認定簿）
-------	--------------------------

学校保管

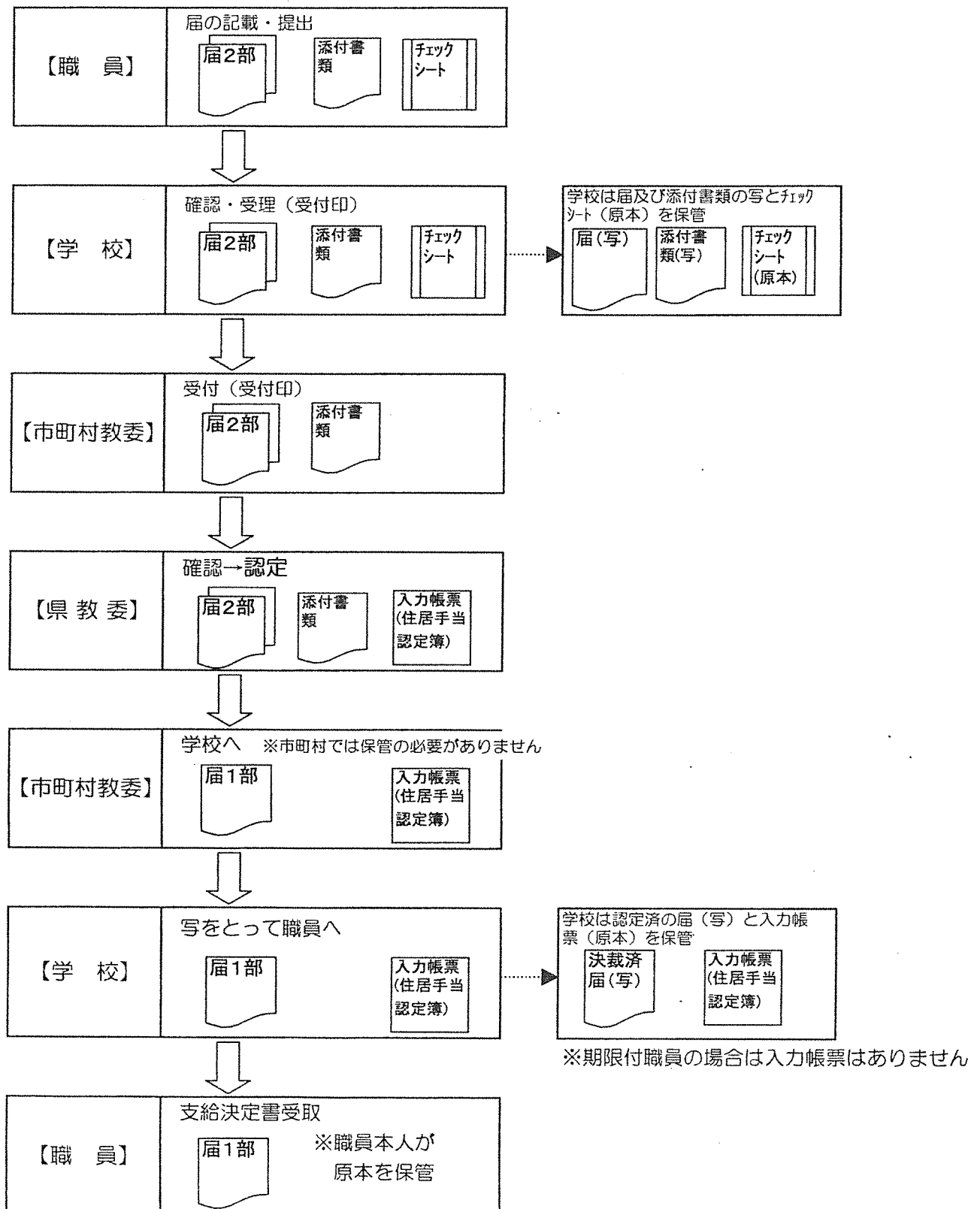
届＜決裁済み原本＞
 届＜交付分（認定済）写＞
 添付書類
 チェックシート
 入力帳票

※期限付職員の場合は入力帳票はありません

《県教委認定分》

単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための借家・借間または持ち家に係る住居届

住居届の事務処理フロー



住居手当

【根拠規定】

公立学校職員の給与に関する条例第14条の3
職員の給与の支給等に関する規則第5条の3
住居手当に関する規則

(参照) 教員課

給与・旅費の広場 ~~本ホームページ~~

<http://yairo.kochinet.ed.jp/kyoshoku/tebiki.htm>

→「諸手当認定事務の手引」→2住居手当

【支給要件概要】

教員住宅は別家(外)

1. 職員が居住するための借家・借間(第1項第1号)
自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
2. 職員が居住するための自宅(第1項第2号)
その所有にかかる住宅で新築、購入又は取得の日から5年を経過していないものに居住する世帯主である職員
3. 配偶者が居住するための借家・借間(第1項第3号)
単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員及び権衡職員
* 権衡職員→認定事務の手引き p4参照
4. 配偶者が居住するための住宅(持ち家)(第1項第4号)
単身赴任手当受給職員で、その所有にかかる住宅で新築、購入又は取得の日から5年を経過していないものに配偶者が居住する職員及び権衡職員(当該職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員に限る)
* 権衡職員→認定事務の手引き p5参照

【支給額】

住宅	家賃額 他	支給額 (100円未満切捨て)
職員が居住するための借家・借間	月額23,000円以下	家賃額－12,000円
	月額23,000円超 55,000円未満	(家賃額－23,000円)÷2＋11,000円
	月額55,000円以上	27,000円
職員が居住するための自宅	(新築、購入等の日から5年を経過するまでの間)	3,500円
配偶者が居住するための借家・借間	月額23,000円以下	(家賃額－12,000円)÷2
	月額23,000円超 55,000円未満	((家賃額－23,000円)÷2＋11,000円)÷2
	月額55,000円以上	13,500円
配偶者が居住するための住宅(持ち家)	(新築、購入等の日から5年を経過するまでの間)	1,700円

【支給の始期、終期及び支給額の改定】

1. 住居手当の支給対象者としての要件を新たに具備した場合
 〔支給額を変更すべき事実が生じた場合〕

その事実が生じた日の属する月の翌月から(その日が月の初日であるときは、その日の属する月から)支給を開始、又は支給額を改定する。

但し、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合、支給の開始又は増額改定は、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から。

2. 住居手当の支給対象者としての要件を欠いた場合

その事実が生じた日の属する月まで(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月まで)支給する。

例	事実発生日	学校受付日	支給始期・終期
新規認定 増額改定	H20年4月1日	H20年4月16日	H20年4月から
		H20年4月17日	H20年5月から
		H20年5月2日	H20年6月から
同額、減額改定	H20年4月1日	H20年4月16日	H20年4月から
		H20年4月17日	H20年4月から
支給要件喪失	H20年4月1日	H20年4月16日	H20年3月まで
		H20年5月1日	H20年3月まで
新規認定 増額改定	H20年6月3日	H20年6月18日	H20年7月から
		H20年6月19日	H20年7月から
		H20年7月2日	H20年8月から
同額、減額改定	H20年6月3日	H20年6月18日	H20年7月から
		H20年6月19日	H20年7月から
支給要件喪失	H20年6月3日	H20年6月18日	H20年6月まで
		H20年7月1日	H20年6月まで

* 届出の理由が「転居」になる場合と「支給要件喪失+新規」となる場合の違い

要件喪失と要件具備が引き続くかどうかによる

(例) 手当額20,000円の借家Aから手当額27,000円の借家Bへ

8月6日引越し

届出理由
転居
8月6日

受付 9月1日まで 8月まで20,000円 9月から27,000円
 9月2日～10月1日 9月まで20,000円 10月から27,000円
 以降 27,000円の支給開始は遅れるが、20,000円は支給される。

↓

これを分けて届けると、15日経過後の受付の場合に不利益となることがある。

届出理由
要件喪失
(A退去)
8月6日

+

届出理由
新規
(B入居)
8月6日

受付 9月1日まで 8月まで20,000円
 9月から27,000円
 9月2日～10月1日 8月まで20,000円
 10月から27,000円
 以降 Aの終期(8月まで)は変わらず、Bの
 始期が遅れ、その間は支給なしとなる。

但し、8月1日～6日の間のAの家賃が家主の好意により無料であった場合等、支給要件が
 引き続かないときは、当然分けて届ける必要がある。

届出理由
要件喪失
(A支払いなし)
8月1日

+

届出理由
新規
(B入居)
8月6日

受付 9月1日まで 7月まで20,000円
 9月から27,000円
 9月2日～10月1日 7月まで20,000円
 10月から27,000円
 以降 Aの終期(7月まで)は変わらず、Bの
 始期が遅れ、その間は支給なし。

住居手当認定事務に関する留意事項

平成 19 年度当初における届出の中で誤りが見られた事例から、特に留意していただきたい事項をまとめました。適正な事務処理をお願いします。

○事実発生日

- ・ 住居手当の支給要件を具備するに至った日とは、借家・借間の住居手当の場合は「借受」「支払」「居住」の要件のすべてを、自宅の住居手当の場合は「所有」「居住」「世帯主」の要件のすべてを満たすに至った最初の日をいう。
- ・ 届出の理由が生じた年月日を確実に記入させること。

○家賃月額（借家・借間）

- ・ 駐車場代や共益費等が「込み」になっている場合、これらの経費は住居手当の家賃には含まれないので、それぞれの区分について貸主の証明書をもらい、それにより、経費を除いた額で認定する。区分ができない場合は込みの額で認定するが、その場合も、区分できない旨の証明書が必要であるので注意すること。
- ・ 家賃等月額及び開始日が記入されていること。

○領収書（借家・借間）

- ・ 契約した月、又は入居した月、届出の理由が生じた月の家賃の領収書（写）を添付させること。
- ・ 手当受給の借家からの月の途中の転居のときは、転居前の住宅にかかるその月の家賃の領収書（写）を添付させること。

○登記事項証明書等添付書類（自宅）

- ・ 所有に係る住宅であることを証明できる書類を添付させること。
- ・ 新築、購入等取得の日を証明できるものを添付させること。

○住民票（自宅）

- ・ 世帯主や続柄が確認できる「世帯全員」の住民票を添付させること。

○決定欄の記入

- ・ 新規認定・増額改定の場合と、同額・減額改定の場合とでは、学校受付日によって支給の始期が違ってくるがあるので注意すること。

※単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための住居に係る住居届は、従前どおり県教育委員会が認定を行いますので、添付書類とともに提出してください。

住居届チェックシート		(○届出者・事務担当者チェック項目。◎は事務担当者のみ)
共通項目	○提出日 ○勤務公署 ○職員番号 ○職名 ○氏名	
	☐ 各項目が抜かりなく記入されているか	
	○申請者印	
	☐ 2部ともに押印されているか	
共通項目	◎所属長認印	
	☐ 2部ともに押印されているか	
	○届出の理由	
	☐ 該当するものにレ印を付けているか	
共通項目	○届出の理由が生じた年月日	
	☐ 事実発生年月日として正確な日付が記入されているか	
	☐ 受給:借家の場合 借主・支払・居住の要件がそろった日 ☐ 受給:自宅の場合 世帯主・所有・居住の要件がそろった日 ☐ 支給要件喪失:上記各々の要件のひとつでも欠くこととなった日	
	◎学校受付印(内容に不備がなければ押印する) *支給の始期・終期に関わるので注意	
借家・借間	☐ 2部ともに押印されているか	
	○全項目	
	☐ (記入例を参照し)抜かりなく記入されているか	
	☐ 住宅の所有者、住宅の貸主との続柄が記入されているか(他人の場合は他人と記入する)	
借家・借間	☐ 住宅の借主 該当するものにレ印が付いているか	
	☐ 家賃等の月額(駐車場代・共益費等を除いた金額)が記入されているか	
	☐ 契約書(等)の記載内容と合っているか	
	○添付書類	
借家・借間	☐ 契約書の写しは全頁揃っているか(重要事項説明書だけでは不可)	
	☐ 契約書が作成されていない場合は、借家契約証明書が添付されているか	
	☐ 契約書に駐車場代・共益費等が「込み」で記載されている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明が添付されているか(内訳金額、または区分できない旨の証明)	
	☐ 領収書等は写しが添付されているか(原本は添付しない)	
借家・借間	☐ 領収書を添付できず預金通帳の写しを添付する場合は表紙部分もあわせて添付されているか	
	☐ 手当受給の借家からの月の途中の転居または要件喪失の場合は、その月の領収書等が添付されているか(事実発生年月日が月の初日の場合のみ不要)	
	○全項目	
	☐ (記入例を参照し)抜かりなく記入されているか	
自宅	☐ 住宅の取得年月日は証明書類によって記入されているか	
	☐ 同居者欄は該当するすべてにレ印が付いているか	
	○添付書類	
	☐ 登記事項証明書等住宅の所有を証明できる書類が添付されているか	
自宅	☐ 新築、購入等取得の日を証明できる書類が添付されているか	
	☐ 世帯全員の住民票が添付されているか(続柄等の記載が省略されたものは不可)	
	☐ 職員が世帯主であると住民票上で確認できない場合は、世帯主であることを証明できる書類が添付されているか(職員及び世帯員の所得証明等)	
	☐ 手当受給の借家からの月の途中の転居の場合は、その月の領収書等が添付されているか	
その他	○入居日と通勤届の事実発生日との整合性(通勤届チェックシート参照)	
その他	*ほとんどの場合通勤届の提出が必要です。できるだけ同時期に提出してください。	

1 職員本人が居住するための借家・借間（第1項第1号）

【住居届記入上の注意】

① 提出日 = 職員が所属に提出する日

② 届出の理由

新規;住居手当を受給していない者が新たに受給しようとする場合
転居;住居手当を受給していた者が転居し、転居先での住居手当を受給しようとする場合

③ 届出の理由が生じた年月日

- a.受給の場合 = 借り受け、居住、家賃支払いという要件すべてを満たした日
 (「契約の開始年月日」「住宅への入居年月日」「家賃等月額開始年月日」のうち最も遅い日付)
 b.喪失の場合 = 要件がひとつでも欠けた日

④ 住宅の所有者、住宅の貸主

契約書(等)により確認し、記入する(氏名・続柄・住所)
 続柄;親族としての関係のない者は「他人」と記入する(空欄としない)
 親族の場合は支給要件に注意する

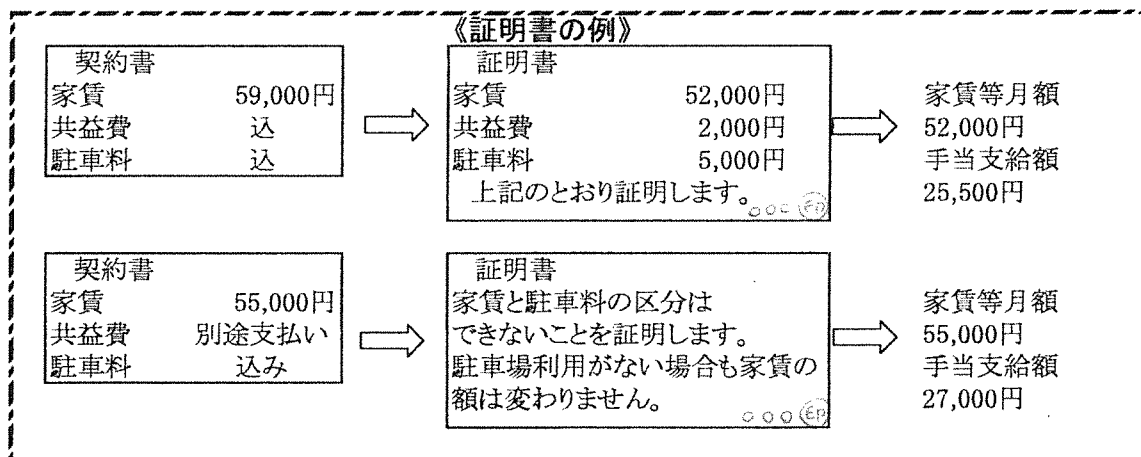
認定事務の手引 p1~参照

⑤ 住宅の借主

共同名義人がある場合は支給要件に注意する

⑥ 家賃等月額

駐車場代、共益費等は家賃には含まれないので、除いた金額を記入する
 (契約書に駐車場代、共益費等込みの金額しか記載されていない場合は、その区分についての貸主の証明書が必要)



※ 光熱水費、食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、含めた額を記入し、該当するものにチェックする。その場合の家賃に相当する額は下の額となる。

- ・電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- ・食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

※ 家主の好意等により契約の開始後一定期間家賃が無料であった場合は支払いの開始した日付が「家賃等月額の開始年月日」となる

【添付書類】

○受給のとき

1. 貸借契約書の写(契約書が作成されていない場合は、契約に関する当該住宅の貸主の証明書)
2. 領収書の写等支払いを証明する書類(契約した月、又は入居した月のもの)

(ケースにより必要とする添付書類)

- ・家賃等の額に共益費、駐車場代等手当の対象家賃とされない費用が含まれている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明書(上記⑥参照)
- ・月の途中で退去した場合は、その月の領収書(写)等支払いを証明する書類
- ・生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は職員及び世帯員の所得証明書等

その他必要に応じ添付すること

○要件喪失のとき

1. 月の途中の場合は、その月の領収書の写等支払を証明する書類

〇〇市立〇〇小学校長 様	勤務公署	〇 〇 市 立 〇 〇 小 学 校			所属長認印
	職員番号	3 3 3 3 3 3			氏名 高 知 太 郎 (印) (印)
	職 名	教 諭			

住居手当に関する規則第6条第1項の規定により、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□にV印を付ける。）					
②	☒ 1	新規（ ☒ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第1項第3号 ☐ 第1項第4号）	③ 届出の理由が生じた年月日（平成 20 年 8 月 5 日）		
	☐ 2	支給要件の喪失（ ☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第1項第3号 ☐ 第1項第4号）			
	☐ 3	転居（1又は2に該当する場合を除く。）			
	☐ 4	契約関係の変更			
	☐ 5	家賃の額の改定			
	☐ 6	住宅の所有関係の変更			
	☐ 7	その他（ ）			
借家・借間 第1項第1号	契約の開始	平成 20 年 8 月 1 日から	住宅への入居年月日	平成 20 年 8 月 5 日	
	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45 梁約書とあり			
	住宅の所有者	土佐 花子 ④	続柄（他人）	住所	高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の貸主	土佐 花子 ④	続柄（他人）	住所	高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の借主 ⑤	☒ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☒ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
家賃等 ⑥	月額 52,000 円 (20年 8 月 1 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）			
借家・借間 第1項第3号	契約の開始	平成 年 月 日から	住宅への入居年月日	平成 年 月 日	
	住宅の所在地				
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所		
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所		
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）			
自宅 (住居手当の条項第11項第42号) ☐ 同 ☐ 世帯主	住宅の所在地			住居への入居年月日	平成 年 月 日
	住宅の所有関係	所有権のある住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族		所有権の保存又は移転の登記年月日 (平成 年 月 日)
		所有権を留保されている住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族		名義上の所有者 ()
		譲渡担保の目的となっている住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族		名義上の所有者 ()
	☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共有しているときに限り記入する。）				
	☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共同で購入しているときに限り記入する。）				
	☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共有しているときに限り記入する。）				
	☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共有しているときに限り記入する。）				
	住宅の取得理由	☐ 新築した ☐ 購入した ☐ 相続した ☐ 贈与された ☐ その他（ ）			
	住宅の取得年月日	平成 年 月 日			
同居者	☐ 配偶者 ☐ 一親等の血族又は姻族 ☐ その他				
世帯主（主たる生計維持者）の氏名					
☒ 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号） ☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第3号） ☐ 自宅（住居手当の条項第1項第2号） ☐ 自宅（住居手当の条項第1項第4号） 上記のとおり ☒ 確認する。 ☐ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第1号） ☐ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第3号）					
平成 年 月 日	取扱者	校長	教頭	係	
職名	氏名	印	印	印	印
備考		支給の始期	（家賃等の認定額） 手 当 認 定 額		支給の終期
		20年9月から	(52,000 円) 25,500 円		年 月 まで

① (平成 20 年 8 月 15 日提出)

〇〇市立〇〇小学校長 様	勤務公署	〇 〇 市 立 〇 〇 小 学 校			所属長認印
	職員番号	3 3 3 3 3 3	氏名	高 知 太 郎	印
	職 名	教 諭			

住居手当に関する規則第6条第1項の規定により、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

②	届出の理由（該当するものの□に✓印を付ける。）						③
	☒ 1 新規（ ☒ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第1項第3号 ☐ 第1項第4号） ☐ 2 支給要件の喪失（ ☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第1項第3号 ☐ 第1項第4号） ☐ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） ☐ 4 契約関係の変更 ☐ 5 家賃の額の改定 ☐ 6 住宅の所有関係の変更 ☐ 7 その他（ ）						
	届出の理由が生じた年月日（平成 20 年 8 月 5 日）						
	借家・借間	契約の開始	平成 20 年 8 月 1 日から	住宅への入居年月日	平成 20 年 8 月 5 日		
	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45					
第1項第1号	住宅の所有者	土佐 花子	④ 続柄（他人）	住 所	高知市〇〇町1丁目11-1		
	住宅の貸主	土佐 花子	④ 続柄（他人）	住 所	高知市〇〇町1丁目11-1		
	住宅の借主	⑤ ☒ 本人 ☐ 扶養親族	続柄（ ）	共同名義人が ☒ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
	家賃等	⑥ 月額 52,000 円 (20年 8月 1日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）				
	契約の開始	平成 年 月 日から	住宅への入居年月日	平成 年 月 日			
第1項第3号	住宅の所在地						
	住宅の所有者	続柄（ ）		住 所			
	住宅の貸主	続柄（ ）		住 所			
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族	続柄（ ）	共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
	家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）				
自宅 (住居手当の条項第1項第4号)	住宅の所在地	住居への入居年月日 平成 年 月 日					
	所有権のある住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である扶養親族	所有権の保存又は移転の登記年月日 (平成 年 月 日)				
		☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共有しているときに限り記入する。）					
	その他の所有住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である扶養親族	名義上の所有者 ()				
		☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共同で購入しているときに限り記入する。）					
	譲渡担保の目的となつて住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である扶養親族	名義上の所有者 ()				
		☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共有しているときに限り記入する。）					
	住宅の取得理由	☐ 新築した ☐ 購入した ☐ 相続した ☐ 贈与された ☐ その他（ ）					
	住宅の取得年月日	平成 年 月 日					
	同居者	☐ 配偶者 ☐ 一親等の血族又は姻族 ☐ その他					
世帯主（主たる生計維持者）の氏名							
☒ 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号） ☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第3号） ☐ 自宅（住居手当の条項第1項第2号） ☐ 自宅（住居手当の条項第1項第4号） 上記のとおり ☒ 確認する。 { ☐ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第1号） ☐ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第3号）							
平成 20 年 8 月 〇 日		取扱者	校長	教頭		係	
職名 〇〇市立〇〇小学校長 氏名 ◇◇ ◇◇ 印			認印				
備考		支給の始期	（家賃等の認定額） 手 当 認 定 額		支給の終期		
		20年9月から	(52,000 円) 25,500 円		年 月 まで		

住 居 届

①

（平成 20 年 7 月 7 日提出）

〇〇市立〇〇小学校長 様	勤務公署	〇 〇 市 立 〇 〇 小 学 校				所属長認印
	職員番号	1 2 3 4 5 6				氏名 四 国 大 助
	職 名	教 諭				
				印	印	

住居手当に関する規則第6条第1項の規定により、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□に✓印を付ける。）		届出の理由が生じた年月日（平成 20 年 6 月 28 日）	
②	☐ 1 新規（□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号 □第1項第4号） ☒ 2 支給要件の喪失（□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号 □第1項第4号） ☒ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） ☐ 4 契約関係の変更 ☐ 5 家賃の額の改定 ☐ 6 住宅の所有関係の変更 ☐ 7 その他（ ）	③	
借家・借間	契約の開始	平成 20 年 3 月 1 日から	住宅への入居年月日 平成 20 年 6 月 28 日
住居手当の条項第1号	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45	
	住宅の所有者	土佐 花子	続柄（姉） 住所 高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の貸主	土佐 花子	続柄（姉） 住所 高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の借主	⑤	☐ 本人 ☒ 扶養親族 続柄（妻） 共同名義人がいない ☐ いる { 続柄（ ） }
	家賃等	⑥	月額 55,000 円 （20年 3月 1日から） 左記の家賃等には ☒ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）

配偶者、父母又は配偶者の父母で、扶養親族でない者が所有し、又は借り受けている住宅を借り受け、そこに同居している職員は適用除外される
 その他、適用除外職員については 認定事務の手引き p 1 参照
 別棟住宅の取扱いについて " p 11 質疑 参照

借主 職員本人 ⇒ 居住し、家賃を支払っている職員
 職員の扶養親族

配偶者等との共同名義による借り受け等の事例については
 認定事務の手引き p 1 注2) 参照

家賃に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合
 $55,000 \times 90/100 = 49,500$

☒ 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号） ☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第3号） ☐ 自 宅（住居手当の条項第1項第2号） ☐ 自 宅（住居手当の条項第1項第4号） 上記のとおり ☐ 確認する。	☒ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 あると算定する。（住居手当の条項第1項第1号） ☐ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 あると算定する。（住居手当の条項第1項第3号）	49,500 円で
平成 年 月 日	取扱者	校長 教頭 係
職 名	認印	印 印 印
備考	支給の始期	（家賃等の認定額） 手 当 認 定 額
※（本人へ交付分）の例示は省略	20年 7月 から	（ 49,500 円） 24,200 円
		支給の終期 年 月 まで

賃貸契約書の例

建物質貸契約書

賃貸人 土佐花子 (以下「甲」という。) と賃借人 高知太郎 (以下「乙」という。) は重要事項説明書確認のうえ、下記条項により本賃貸契約を締結する。

甲は、下記表示物件 (以下「本物件」という。) を乙に賃貸する。

所在地	高知市〇〇町2丁目3-45		
名称	〇〇マンション 1階 101号室	駐車場	1番
延べ面積	45㎡	構造	鉄筋コンクリート

(使用目的)

第1条 乙は本物件を下記の目的のみに使用し、下記人員が居住する。

使用目的	居住用	入居人員	1名
------	-----	------	----

(賃貸借期間)

第2条 本賃貸借契約の期間は、下記のとおりとする。ただし、期間満了時までに甲乙いずれか一方又は双方より、別段の申し出のないときは本契約は同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

契約期間	平成20年8月1日 より 平成21年7月31日 まで
------	----------------------------

(賃料共益費等)

第3条 1ヶ月の賃料、駐車料及び共益費は下記のとおりと定め、乙は甲に対し毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払う。なお、賃料、駐車料及び共益費は入居のときは日割とし明渡のときは幾日に出ようとも1か月分とする。

賃料	金. 59,000円也	駐車料	金. 込み 円也
共益費	金. 込み 円也	消費税	金. — 円也
振込先	××銀行〇〇支店 土佐花子名義 普通口座 0123456		

(敷金)

第4条敷金は下記のとおりと定め・・・・・・・・・・

(賃料等の改訂)

第5条次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、・・・

(諸経費の負担)

第6条電気・ガス・水道等使用消耗料金及び衛生・防火・防犯・町内会費その他通常世帯主として負担すべき費用は乙の負担とする。

(修繕・賠償)

第7条次の各号に挙げる修繕等・・・・・・・・・・は乙の負担とする。

(善管注意義務)

第8条乙は本物件を善良なる管理者として・・・・・・・・・・

(禁止事項)

第9条 乙は甲の承諾を得ず次の各号の一に該当する行為は・・・・・・・・

(連絡・承諾)

第10条 乙は次の各号に該当する場合には直ちに甲に通知しなければ・・・・

(解約予約)

第11条 甲又は乙は本契約を解除しようとする場合・・・・・・・・

・
・
・

特 約

乙が本契約を平成21年7月31日までに解約する場合は、損害金として
金 円也を甲に支払わなければならない。

上記契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成20年8月1日

甲（賃貸人）	住 所	高知市〇〇町1丁目11-1
	氏 名	土佐 花子 印
乙（賃借人）	住 所	高知市××町2丁目2-22
	氏 名	高知 太郎 印
連帯保証人	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印
連帯保証人	住 所	×××××××××
	氏 名	××××××××× 印

媒介業者	高知県知事免許
	所在地 △△△△△△△△△ 電話
	商 号 ××不動産有限公司 代表者××××印
取引主任者	登録番号 号
	住 所 ×××××××××
	氏 名 ××××××××× 印

重要事項説明書の例

重 要 事 項 説 明 書
(居住用共同住宅・普通型賃貸借専用)

平成20年8月1日

高知太郎 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから、不明の点は質問のうえ、十分理解されますようお願いいたします。

免許証番号 国土交通大臣・高知県知事 第 号

事務所所在地 ××××××××

商号(名称) ××不動産有限会社

代表者氏名 ×××× 印

取引主任者氏名

〇〇〇〇 印

登録番号 号

取引態様			賃貸借の・媒介（仲介）・代理		所有権以外の権利に関する事項		
物件 の 所 在	所在地		高知市〇〇町2丁目3-45		1. 抵当権の設定（有・無） 2.		
	種類		マンション				
	名称		（建物の名称） 〇〇マンション				
	構造 面積		（構造） 鉄筋コンクリート 造 4階建 1階 101号室 約45㎡				
貸主（住所） 高知市〇〇町1丁目11-1 （氏名） 土佐花子 （所有者） （代理人）							
契 約 条 件	賃料	月額	52,000	円	設 備	ガス	都市・LP・メーター
	共益費	月額	2,000	円		水道	☐ 公・私営・メーター
	駐車料金	月額	5,000	円		電気	
	消費税			円		台所	
	敷金		¥ 104,000	円		便所	
	保証金			円		浴室	
	入居人員			1名		電話	
	契約期間		平成20年 8月 1日から			エレベーター	
	・		平成21年 7月31日まで			冷・暖房	
	・					駐車場	
違約金又は損害金等							

上記の事項について説明を受け、この重要事項説明書1部を受領しました。

住 所 高知市××町2丁目2-22

氏 名 高知太郎 印

① (平成 20 年 5 月 9 日提出)

様	勤務公署	〇 〇 市 立 〇 〇 小 学 校			所属長認印	
	職員番号	〇〇〇〇〇〇			氏名	〇 〇 〇 〇 (印)
	職 名	教 諭				

住居手当に関する規則第6条第1項の規定により、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□に✓印を付ける。）

- ②
- ☐ 1 新規（☐第1項第1号 ☐第1項第2号 ☐第1項第3号 ☐第1項第4号）
☒ 2 支給要件の喪失（☒第1項第1号 ☐第1項第2号 ☐第1項第3号 ☐第1項第4号）
☐ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） ☐ 4 契約関係の変更
☐ 5 家賃の額の改定 ☐ 6 住宅の所有関係の変更
☐ 7 その他（ ）
- ③
- 届出の理由が生じた年月日（平成 20 年 5 月 1 日）

→ 支給要件喪失の場合 記入不要

* 借家・借間からの月の途中の退去の場合、その月の領収書等支払いを証明する書類を添付する

- ☒ 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号）
☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第3号）
☐ 自 宅（住居手当の条項第1項第2号）
☐ 自 宅（住居手当の条項第1項第4号）
 上記のとおり

- ☒ 確認する。
☐ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、
 ありと算定する。（住居手当の条項第1項第1号）
☐ 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、
 ありと算定する。（住居手当の条項第1項第3号）

円で

円で

平成 年 月 日

職名

氏名

印

取扱者

校長

教頭

係

認印

(印)

(印)

(印)

備考

支給の始期

(家賃等の認定額)
手 当 認 定 額

支給の終期

※（本人へ交付分）の例示は省略

年 月 日 から

(円)
円

20年4月まで

2 職員本人が居住するための自宅（第1項第2号）

【住居届記入上の注意】

① 提出日 = 職員が所属に提出する日

② 届出の理由

新規;住居手当を受給していない者が新たに受給しようとする場合

転居;住居手当を受給していた者が転居し、転居先での住居手当を受給しようとする場合

③ 届出の理由が生じた年月日

a. 受給の場合 = 所有、居住、世帯主という要件すべてを満たした日

（「住居への入居年月日」と「住宅の取得年月日」の遅い方の日付。但し、世帯主の変更等による受給開始の場合はその日を含め、最も遅い日付）

b. 喪失の場合 = 要件がひとつでも欠けた日

④ 住宅の所有関係

「所有権のある住宅」欄は、当該住宅について共有関係にある同欄に掲げる者のすべてにレ印を付け、「その他の住宅」欄は、当該住宅の購入者等についてこれに準じてレ印を付ける

認定事務の手引 p2～参照

⑤ 所有権の保存又は移転の登記年月日

登記の目的が「所有権保存」又は「所有権移転」の登記であり、その受付（登記済）年月日を記入する（→p13 全部事項証明書（例）参照）

提出日までに「所有権の保存又は移転」の登記がされていない場合は、空欄で可

⑥ 住宅の取得年月日

取得理由により、その取得の日を証明することのできる書類を添付し、それに基づいて記入する
* 手当が支給される「5年を経過するまでの間」の起算日となるので、登記事項証明書等で確認する必要がある

新築の日 = 建築工事の完了した日

- ・不動産取得申告書
- ・建物の表示（保存）登記済証（又は登記事項証明書）
- ・建築業者の建築工事完了証明書

購入の日 = 住宅の引渡しを受けた日

- ・売主が発行した住宅引渡し証 等
- ・住宅売買（譲渡）契約書
- ・登記事項証明書（登記原因となる売買の日付があるもの）

認定事務の手引き p13～
質疑《新築、購入等取得の日》
参照

⑦ 世帯主（主たる生計維持者）の氏名

職員本人の氏名

（住民票上の世帯主が本人以外であるときは、主たる生計維持者としての世帯主であることを証明できる書類（→下記参照）を添付する）

【添付書類】

○受給のとき

1. 建物の登記事項証明書等の所有に係る住宅であることを証明することのできる書類
2. 新築、購入等取得の日を証明することのできる書類
3. 世帯全員の住民票（続柄等の記載が省略されているものは不可）

その他必要に応じ添付すること

（ケースにより必要とする添付書類）

- ・借家・借間の手当を受けていたものが月の途中で自宅に転居した場合は、その月の領収書（写）等支払いを証明する書類
- ・生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は職員及び世帯員の所得証明書等

○要件喪失のとき 特になし

〇〇市立〇〇中学校長 様	勤務公署	〇 〇 市 立 〇 〇 中 学 校			所属長認印	
	職員番号	5 6 7 8 9 0			氏名	南 国 一 郎
	職 名	教 諭				

住居手当に関する規則第6条第1項の規定により、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□にV印を付ける。）

- ② ☒ 1 新規（☐第1項第1号 ☒第1項第2号 ☐第1項第3号 ☐第1項第4号）
☐ 2 支給要件の喪失（☐第1項第1号 ☐第1項第2号 ☐第1項第3号 ☐第1項第4号）
☐ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） ☐ 4 契約関係の変更 ☒ 5 家賃の額の改定 ☐ 6 住宅の所有関係の変更 ☐ 7 その他（ ）
届出の理由が生じた年月日（平成 20 年 6 月 3 日） ③

借家・借間 第1項第1号	契約の開始	平成 年 月 日から	住宅への入居年月日	平成 年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所	
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所	
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄（ ） }		
	家賃等	月額 (年 月 日 から) 円	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）	

借家・借間 第1項第3号	契約の開始	平成 年 月 日から	住宅への入居年月日	平成 年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所	
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所	
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄（ ） }		
	家賃等	月額 (年 月 日 から) 円	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）	

自宅 (住居手当の条項第11項第4号)	住宅の所在地	〇〇市××町123-4			住宅への入居年月日	平成 20 年 6 月 3 日
	④ 所有権のある住宅	☒ 本人 ☐ 養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 (平成 20 年 5 月 26 日) ⑤ ☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共有しているときに限り記入する。）				
	所有権を留保されている住宅	☐ 本人 ☐ 養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 () ☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共同で購入しているときに限り記入する。）				
	譲渡担保の目的となつて住宅	☐ 本人 ☐ 養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 () ☐ 一親等の血族又は姻族（上記に掲げる者と共有しているときに限り記入する。）				
	住宅の取得理由	☒ 新築した ☐ 購入した ☐ 相続した ☐ 贈与された ☐ その他 ()				
	住宅の取得年月日	平成 20 年 5 月 22 日 ⑥				
	同居者	☒ 配偶者 ☒ 一親等の血族又は姻族 ☐ その他				
	世帯主（主たる生計維持者）の氏名	南国 一郎 ⑦				

- ☐借家・借間（住居手当の条項第1項第1号）
☐借家・借間（住居手当の条項第1項第3号）
☒自宅（住居手当の条項第1項第2号）
☐自宅（住居手当の条項第1項第4号）
上記のとおり ☒確認する。

☐確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で
あると算定する。（住居手当の条項第1項第1号）
☐確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で
あると算定する。（住居手当の条項第1項第3号）

平成 年 月 日

職名

氏名

印

取扱者

校長

教頭

係

認印

印

印

印

備考

支給の始期

(家賃等の認定額)
手当認定額

支給の終期

20年7月から

(円)
3,500 円

年 月 まで

※（本人へ交付分）の例示は省略

「(登記簿)全部事項証明書」の例

高知県〇〇市×町123-4				全部事項証明書 (建物)	
【表題部】 (主たる建物の表示)			調製	余白	所在図番号
【所在】	〇〇市×町123番地4		余白		
【家屋番号】	123番地4		余白		
【①種類】	【②構造】	【③床面積】 m ²	【原因及びその日付】		【登記の日付】
居宅	軽量鉄骨造鋼板葺2階建	1階 99 99 2階 88 88	平成20年5月22日新築		余白
余白	余白	余白	余白		昭和〇〇年法務省令第▽▽号附則第×条第×項の規定により移記 平成〇年〇月〇日

【権利部(甲区)] (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権保存	平成20年5月26日 第1111号	余白	共有者 〇〇市×町123番4号 持分2分の1 南国 一郎 〇〇市×町123番4号 持分2分の1 南国 まる子 順位1番の登記を移記

取得理由が購入なら、
登記の目的「所有権移転」
原因「平成〇年〇月〇日売買」
というように記載内容が異なってくる

整理番号 ▽12345 (2/2) 1/2

高知県〇〇市×町123-4				全部事項証明書 (建物)	
【権利部(乙区)] (所有権以外の権利に関する事項)					
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】	
1	抵当権設定	平成20年5月26日 第1111号	平成20年5月25日保証契約 による求償債権同日設定	債権額 金×,×××万円 損害金 年△△・△△%(年365日日割計算) 連帯債務者 〇〇市×町123番4号 南国 一郎 〇〇市×町123番4号 南国 まる子 抵当権者 ▽▽市◇◇町〇丁目×番×号 □□総合信用株式会社 共同担保 目録(▽)第111号 順位〇番の登記を移記	
余白	余白	余白	余白	昭和〇〇年法務省令第▽▽号附則第×条第×項の 規定により移記 平成〇年〇月〇日	

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成20年6月14日
〇〇地方務局△△支局

登記官

土 佐 次 郎

印

整理番号 ▽12345 (2/2)

2/2

3 単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための借家・借間（第1項第3号）

【住居届記入上の注意】

① 提出日 = 職員が所属に提出する日

「配偶者」⇒権衡職員にあつては、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」（以下同じ）

② 届出の理由

新規；単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための住宅にかかる住居手当を受給していない者が新たに受給しようとする場合

転居；単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための住宅にかかる住居手当を受給している者の配偶者が転居し、転居先での同手当を受給しようとする場合

（＊単身赴任手当に係る届出も必要）

③ 届出の理由が生じた年月日

a. 受給の場合

単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅について、借り受け、支払い、居住の要件すべてを満たした日

（単身赴任手当を支給される職員となった日、「契約の開始年月日」「家賃等月額開始年月日」「住宅への入居年月日」のうち最も遅い日）

b. 喪失の場合

要件がひとつでも欠けた日

④ 住宅の所有者、住宅の貸主

契約書（等）により確認し、記入する（氏名・続柄・住所）

続柄；親族としての関係のない者は「他人」と記入する（空欄としない）

親族の場合は支給要件に注意する

⑤ 住宅の借主

共同名義人がいる場合は支給要件に注意する

⑥ 家賃等月額

駐車場代、共益費等は家賃には含まれないので、除いた金額を記入する

（契約書に駐車場代、共益費等込みの金額しか記載されていない場合は、その区分についての貸主の証明書が必要）

光熱水費、食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、含めた額を記入し、該当するものにチェックする。その場合の家賃に相当する額は下の額となる。

- ・電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- ・食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

【添付書類】

○受給のとき

1. 貸借契約書の写（契約書が作成されていない場合は、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）
2. 領収書の写等支払いを証明する書類（契約した月、又は入居した月のもの）

（ケースにより必要とする添付書類）

・家賃等の額に共益費、駐車場代等手当の対象とされない費用が含まれている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明書

・月の途中で退去した場合は、その月の領収書（写）等支払いを証明する書類

・生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は職員及び世帯員の所得証明書等

○要件喪失のとき

1. 月の途中の場合は、その月の領収書（写）等支払を証明する書類

その他必要に応じ添付すること

※ 自らが居住していた住宅（借間・借家）に係る住居手当を受給していた職員が、引き続き当該住宅について配偶者が居住するための住宅（借間・借家）に係る手当を受けようとする場合の添付書類は、単身赴任手当に係る添付書類として提出した住民票の写でよい。なお、自らが居住するための住宅に係る住居届（転居or要件喪失）も必要となる。

記入例5 借家（配偶者居住）

住 居 届

①

学校受付印

H21/4/14

(平成 21 年 4 月 14 日提出)

任命権者 高知県教育委員会 様	勤務公署 職員番号 職 名	△ △ 市 立 △ △ 小 学 校 3 3 3 3 3 3 教 諭	氏名 高 知 太 郎	所属長認印 (印)
--------------------	---------------------	---	---------------	--------------

住居手当に関する規則第6条第1項の規定により、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□にV印を付ける。）		届出の理由が生じた年月日（平成 21 年 4 月 1 日）			
②	☒ 1 新規（□第1項第1号 □第1項第2号 ☒ 第1項第3号 □第1項第4号） ☐ 2 支給要件の喪失（□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号 □第1項第4号） ☐ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） ☐ 4 契約関係の変更 ☐ 5 家賃の額の改定 ☐ 6 住宅の所有関係の変更 ☐ 7 その他（ ）	③			
借家 借主 第1項第1号	契約の開始	平成 年 月 日から	住宅への入居年月日 平成 年 月 日		
	住宅の所在地				
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所		
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所		
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）			
借家 借主 第1項第3号	契約の開始	平成 20 年 8 月 1 日から	住宅への入居年月日 平成 20 年 8 月 5 日		
	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45			
	住宅の所有者	土佐 花子 ④	続柄（他人） 住所 高知市〇〇町1丁目11-1		
	住宅の貸主	土佐 花子 ④	続柄（他人） 住所 高知市〇〇町1丁目11-1		
	住宅の借主 ⑤	☒ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☒ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
家賃等 ⑥	月額 52,000 円 (20年 8 月 1 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）			
自宅 (住居手当の条項第11項第42号) □□	住宅の所在地	住宅への入居年月日 平成 年 月 日			
	所有権のある住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 所有権の保存又は移転の登記年月日 (平成 年 月 日)			
	所有権を留保されている住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 名義上の所有者 ()			
	譲渡担保の目的となつて住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 名義上の所有者 ()			
	住宅の取得理由	☐ 新築した ☐ 購入した ☐ 相続した ☐ 贈与された ☐ その他 ()			
	住宅の取得年月日	平成 年 月 日			
	同居者	☐ 配偶者 ☐ 一親等の血族又は姻族 ☐ その他			
	世帯主（主たる生計維持者）の氏名				
	☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号） ☒ 借家・借間（住居手当の条項第1項第3号） ☐ 自宅（住居手当の条項第1項第2号） ☐ 自宅（住居手当の条項第1項第4号） 上記のとおり ☒ 確認する。				
	確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第1号） 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第3号）				
平成 年 月 日	取扱者	課長	補佐	チーフ	係
職名	氏名	印	認印		
備考	支給の始期		(家賃等の認定額) 手当認定額		支給の終期
	21年4月から		(52,000 円) 12,700 円		年 月 まで

4 単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための住宅(持ち家) (第1項第4号)

【住居届記入上の注意】

① 提出日 = 職員が所属に提出する日

「配偶者」⇒権衡職員にあつては、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」(以下同じ)

② 届出の理由

新規; 単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための住宅にかかる住居手当を受給していない者が新たに受給しようとする場合

転居; 単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための住宅にかかる住居手当を受給している者の配偶者が転居し、転居先での同手当を受給しようとする場合
(*単身赴任手当に係る届出も必要)

③ 届出の理由が生じた年月日

a. 受給の場合

単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅について、所有、居住、世帯主という要件すべてを満たした日
(単身赴任手当を支給される職員となった日、「住居への入居年月日」、「住宅の取得年月日」の最も遅い日。)

b. 喪失の場合

要件がひとつでも欠けた日

④ 住宅の所有関係

「所有権のある住宅」欄は、当該住宅について共有関係にある同欄に掲げる者のすべてにレ印を付け、「その他の住宅」欄は、当該住宅の購入者等についてこれに準じてレ印を付ける

⑤ 所有権の保存又は移転の登記年月日

「建物の表示」の登記の日ではないので注意して記入する

提出日までに「所有権の保存又は移転」の登記がされていない場合は、空欄で可

⑥ 住宅の取得年月日

取得理由により、その取得の日を証明することのできる書類を添付し、それに基づいて記入する
* 手当が支給される「5年を経過するまでの間」の起算日となるので、登記事項証明書等で確認する必要がある

新築の日 = 建築工事の完了した日

- ・不動産取得申告書
- ・建物の表示(保存)登記済証
(又は登記事項証明書)
- ・建築業者の建築工事完了証明書

購入の日 = 住宅の引渡しを受けた日

- ・売主が発行した住宅引渡し証 等
- ・住宅売買(譲渡)契約書
- ・登記事項証明書
(登記原因となる売買の日付があるもの)

⑦ 世帯主(主たる生計維持者)の氏名

職員本人の氏名(その職員が当該住宅に居住しているとした場合に世帯主となるもの)

(単身赴任するまでの世帯主が本人であることが、住民票で明らかにならない場合は、主たる生計維持者としての世帯主であることを証明できる書類(→下記参照)を添付する)

【添付書類】

○受給のとき

1. 建物の登記事項証明書等の所有に係る住宅であることを証明することのできる書類
2. 新築、購入等取得の日を証明することのできる書類
3. 世帯全員の住民票(続柄等の記載が省略されているものは不可)

その他必要に応じ添付すること

(ケースにより必要とする添付書類)

- ・借家・借間の手当を受けていたものが月の途中で自宅に転居した場合は、その月の領収書(写)等支払いを証明する書類
- ・生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は職員及び世帯員の所得証明書等

○要件喪失のとき

特になし

※ 自らが居住していた住宅(自宅)に係る住居手当を受給していた職員が、引き続き当該住宅について配偶者が居住するための住宅(持ち家)に係る手当を受けようとする場合の添付書類は、以前の当該職員に係る認定状況等を確認できる書類(認定済みの住居届の写等)及び単身赴任手当に係る添付書類として提出した住民票の写でよい。なお、自らが居住するための住宅に係る住居届(転居or要件喪失)も必要となる。

記入例6 自宅（配偶者居住）
住 居

届

①

(平成 21 年 4 月 9 日提出)

学校受付印
H21/4/9

任命権者 高知県教育委員会 様	勤務公署 職員番号 職 名	□ □ 町 立 □ □ 中 学 校 5 6 7 8 9 0 教 諭	氏名 南 国 一 郎	所属長認印 (印)
--------------------	---------------------	---	---------------	--------------

住居手当に関する規則第6条第1項の規定により、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□にV印を付ける。）		届出の理由が生じた年月日（平成 21 年 4 月 1 日）			
②	☒ 1 新規（□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号 ☒ 第1項第4号） ☐ 2 支給要件の喪失（□第1項第1号 □第1項第2号 □第1項第3号 □第1項第4号） ☐ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。） ☐ 4 契約関係の変更 ☐ 5 家賃の額の改定 ☐ 6 住宅の所有関係の変更 ☐ 7 その他（ ）	③			
借家・借間 第1項第1号	契約の開始	平成 年 月 日から	住宅への入居年月日 平成 年 月 日		
	住宅の所在地				
	住宅の所有者	続柄（ ）	住 所		
	住宅の貸主	続柄（ ）	住 所		
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
借家・借間 第1項第3号	家賃等	月額 円 （ 年 月 日から）	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱水費込の下宿代） ☐ 食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）		
	契約の開始	平成 年 月 日から	住宅への入居年月日 平成 年 月 日		
	住宅の所在地				
	住宅の所有者	続柄（ ）	住 所		
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄（ ） }			
自宅 （住居手当の条項第11項第42号）	住宅の所在地	〇〇市××町123-4 住居への入居年月日 平成 20 年 6 月 3 日			
	④ 所有権のある住宅	☒ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 所有権の保存又は移転の登記年月日（平成 20 年 5 月 26 日） ⑤			
	その他の所有関係	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 名義上の所有者（ ）			
	譲渡担保の目的となつて住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 職員である配偶者 ☐ 職員である配偶者の扶養親族 名義上の所有者（ ）			
	住宅の取得理由	☒ 新築した ☐ 購入した ☐ 相続した ☐ 贈与された ☐ その他（ ）			
	住宅の取得年月日	平成 20 年 5 月 22 日 ⑥			
	同居者	☒ 配偶者 ☒ 一親等の血族又は姻族 ☐ その他			
	世帯主（主たる生計維持者）の氏名	南国 一郎 ⑦			
	☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号） ☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第3号） ☐ 自宅（住居手当の条項第1項第2号） ☒ 自宅（住居手当の条項第1項第4号） 上記のとおり ☒ 確認する。				
	確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第1号） 確認し、住居手当に関する規則第8条に規定する家賃に額に相当する額は、 円で あると算定する。（住居手当の条項第1項第3号）				
平成 年 月 日	取扱者	課長	補佐	チーフ	係
職名	氏名	印	認印		
備考	支給の始期	（家賃等の認定額） 手 当 認 定 額		支給の終期	
	21年4月から	(円) 1,700 円		年 月 まで	